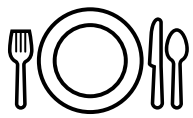


カーボンニュートラルに向けた投資促進税制



産業競争力強化法のエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定（※）を受け、**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**を導入した場合
 ※ 当該認定の要件を充たす、食料システム法の環境負荷低減事業活動計画の認定を含む。

法人税・所得税

最大8%の税額控除（中小企業者等は最大10%）又は30%の特別償却

計画の認定に当たっては、計画全体で炭素生産性を3年以内に20%以上（中小企業者等の場合には17%以上）向上させることが求められます。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等	22%	税額控除10%又は特別償却30%
	17%	税額控除5%又は特別償却30%
中小企業者等以外の事業者 ※特定大企業が連携企業へ 取組支援をした場合	25% ※20%	税額控除8%又は特別償却30%
	20% ※15%	税額控除3%又は特別償却30%

注1) 特定大企業とは、サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

注2) 連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

注3) サプライチェーン連携は、取組支援により、連携企業の炭素生産性を事業所単位で30%以上向上させることが必要。

対象者

青色申告を行う法人（※）、個人


※ 「大胆な投資促進税制」の対象となる投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中、本税制の適用を受けることはできません。

対象設備


事業所の**炭素生産性を1%以上向上**させる

機械・装置、器具・備品、建物附属設備、構築物、車両(鉄道車両)


農場・ハウスでの生産

- 農業用設備の効率化 
- ヒートポンプ導入等

電力・燃料調達

- 太陽光発電システム導入等 

工場での製造

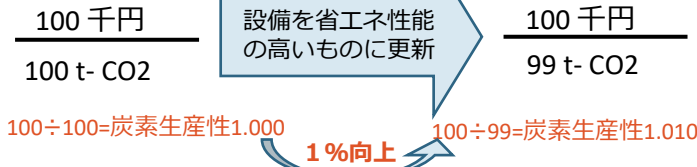
- ボイラーシステム効率化 
- 廃熱回収システム導入
- ラインの処理能力向上等

炭素生産性とは？

$$\text{炭素生産性} = \frac{\text{事業所の付加価値額（※）}}{\text{事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$

※ 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

(例) 1つの設備当たり



必要な手続き

計画の申請

(認定後) 設備の取得

税務申告

実施状況報告書提出

- ✓ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画を作成し、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部に申請。
- ✓ 農林水産省から認定を受けた後、設備を取得。
- ✓ 対象設備を事業の用に供した年度の税務申告に際し、計画の認定書の写し等を添付。
- ✓ 事業年度ごとに計画の実施状況を報告。

業種

お問合せ先

電話番号

食品関連事業者
農林漁業者

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

03-3502-8111

制度の詳細は経済産業省HPをご確認ください。

経済産業省HP : https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf

